

## 五監公告第3号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成31年2月7日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
広 野 甲

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 措置を講じた対象課

財政課

### 3. 監査の期間

平成30年9月28日～平成30年10月26日

### 4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
普通財産又は土地開発基金として管理している財産については、効率的な運用と併せて経費の節減が求められるが、長年にわたり遊休状態と思われる土地が一部見受けられる。運用方針について早急に検討され、有効活用を図られたい。	土地開発基金の土地につきましては、所在地及び近隣の状況を勘案し、関係課と利用方法の検討、協議を行い、基金財産における今後の運用及び処分を含めた有効活用に向けた検討を行います。 普通財産につきましては、売却可能な資産を公売に付すなどし、処分に努めます。